

平成23年5月13日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会
会長 大野 充敬
(公印省略)

第4回日中韓サミット開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

このことについて、平成23年5月13日付け薬第172号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 1 7 2 号
平成23年5月13日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長

第4回日中韓サミット開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について

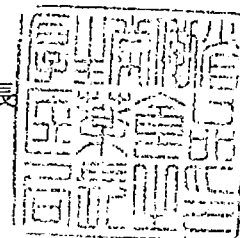
このことについて、平成23年5月12日付け薬食発0512第1号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添のとおり通知がありましたので、会員に対する周知方お願いいたします。

薬食発 0512 第 1 号

平成 23 年 5 月 12 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長 } 殿
{ 特別区区长 }

厚生労働省医薬食品局長



第 4 回日中韓サミット開催に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について (依頼)

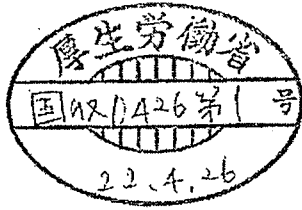
毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局長から、別添のとおり第 4 回日中韓サミット開催に伴う警備協力に関する要望があったところであり、昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知「毒物及び劇物の保管管理について」を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているか改めて点検するよう、貴管下関係業者等に対する指導方、宜しくお願い致します。

また、毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所・警察署・消防機関に届け出る等の適切な処置が講じられるよう、併せて指導方、宜しくお願い致します。



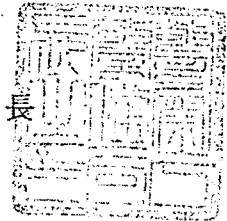
別添



警察庁丙備発第63号
平成23年4月26日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長



第4回日中韓サミット開催に伴う警備協力について (要望)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、来る5月21日、温家宝中華人民共和国国务院総理及び李明博大韓民国大統領一行が、第4回日中韓サミットのため来日する予定です。

今回の両首脳の旅をめぐりましては、尖閣諸島問題や竹島問題を捉えた右翼等による抗議行動等が活発に展開されることが予想されるほか、両首脳一行や両国関連施設等を対象とした「テロ、ゲリラ」事件等の発生が懸念されます。

警察では、両首脳を始めとする関係者の安全と諸行事の円滑な遂行を確保するため、警備の万全を期することとしております。

貴台におかれましても、本件警備の重要性をご賢察の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要望いたします。

厚生労働省に対する要望事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 関係情報及び不審者情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 来日期间中における宿舎、行き先地等関連地域での工事の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 交通総量抑制に関する協力
- 7 来日期间中における救急医療体制の確立
- 8 NBCテロ対策に係る警察との連携の強化
- 9 病院、薬局、研究所等における毒劇物、爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化の指導
- 10 研究所等における特定病原体等の管理強化の指導

○毒物及び劇物の保管管理について

(昭和五二年三月二六日)

(薬発第三一三号)

(各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。
なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。